

改正

平成11年12月24日規程第8号

平成17年9月30日規程第10号

平成23年3月31日規程第2号

守口市工事検査規程

守口市工事検査規程（昭和50年守口市規程第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、本市における工事又は製造その他についての請負契約（以下「工事等請負契約」という。）の目的たる給付の完了の確認をするため、法令その他別に定めがあるもののほか、検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）検査員 守口市契約規則（昭和39年守口市規則第16号。以下「規則」という。）第27条第1項に規定する検査職員のうち、次条に規定する守口市工事検査委員会が指名したものをいう。

（2）工事担当課長 工事等請負契約に係る設計及び施工を主管する課の長をいう。

（3）契約担当課長 工事等請負契約の締結を主管する課の長をいう。

（工事検査委員会）

第2条の2 公平かつ適正な検査を確保するため、検査員の指名等を行う守口市工事検査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（検査実施の区分）

第3条 契約主管課長（以下「検査担当課長」という。）が実施する検査は、契約金額が2,000万円以上の工事等請負契約とする。

2 工事担当課長が実施する検査は、前項に規定する検査以外の検査とする。

（検査実施基準）

第4条 検査員は、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類及び別に定める検査実施基準等に基づき、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の種類及び実施時期）

第5条 検査の種類及び実施時期は、次の各号に定めるところによる。

（1）完成検査 工事等請負契約の目的物が完成したとき。

（2）一部完成検査 一部完成により、その届出があつたとき。

（3）出来高検査 出来高部分若しくは指定部分の確認の申出があつたとき又は契約の解除等により工事等の中止若しくは打切りをするとき。

2 前項に規定するもののほか特に必要があるときは、随時に検査を実施することができる。

（検査員の権限）

第6条 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、請負者又は現場代理人（以下「請負者等」という。）に対して説明若しくは書類の提出を求め、又は検査目的物の一部の破壊その他の措置を要求することができる。

2 検査員は、前項の要求等をしようとするときは、監督員の意見を事前に聴かななければならない。

（契約締結通知義務）

第7条 契約担当課長は、第3条第1項に規定する工事等請負契約を締結したときは、契約締結通知書に当該契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類の写しを添付して、速やかに検査担当課長に提出しなければならない。

2 契約内容を変更した場合には、変更の部分に係る書類を提出しなければならない。この場合において、設計変更によるものについては変更理由書を併せて提出しなければならない。

(検査実施の手続)

- 第8条 工事担当課長は、請負者から検査を必要とする旨の通知を受けたときは、第5条第1項第1号の検査にあつては工事完成届に、同項第2号の検査にあつては一部完成届に、同項第3号及び同条第2項にあつては出来高検査願にそれぞれに必要な書類を添えて提出させなければならない。
- 2 工事担当課長は、前項の書類を審査した後、これらに検査依頼書等を添えて、検査担当課長に直ちに提出しなければならない。
- 3 検査担当課長は、前項の規定による検査の依頼を受けたときは、速やかに当該検査を担当する検査員及び検査の実施日時を工事担当課長に通知するものとする。

(検査の立会い)

- 第9条 検査員は、別に定める場合を除くほか、監督員及び請負者等に立会いをさせ、検査を行うものとする。

(検査の中止等)

- 第10条 検査員は、検査に当たり、請負者等が検査員の指示に従わず、又は検査を妨害したときは、検査を中止し、速やかに検査担当課長に報告しなければならない。
- 2 検査担当課長は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに検査員に必要な指示を与えるとともに、適宜の措置をとらなければならない。

(検査合格の場合の措置)

- 第11条 検査員は、完成検査、一部完成検査又は出来高検査の結果、請負者の給付が契約の内容に適合したものであると認めるときは、直ちに規則第28条第1項に規定する検査調書を作成しなければならない。
- 2 検査担当課長は、前項の規定により作成された検査調書により請負者の給付が契約の内容に適合したものであることを確認した場合には、当該検査調書又は検査結果通知書を工事担当課長に送付しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

- 第12条 検査員は、検査の結果、請負者の給付が契約の内容に適合しないものであると認めるときは、直ちに手直し、改造等是正を要する事項を記入した検査結果通知書を作成しなければならない。
- 2 検査担当課長は、前項の検査結果通知書を工事担当課長に送付しなければならない。
- 3 工事担当課長は、請負者から手直し、改造等が完了した旨の通知を受けたときは、工事完成届、一部完成届又は出来高検査願を提出させなければならない。
- 4 工事担当課長は、前項の書類を審査し、確認した後、検査依頼書を添えて検査担当課長に直ちに提出しなければならない。
- 5 第8条第3項及び第9条から前条までの規定は、手直し、改造等が完了した場合に準用する。

(工事成績評定)

- 第13条 検査担当課長は、完成検査終了後、直ちに別に定める工事成績評定要領により厳正に当該工事の成績評定を行い、工事担当課長から送付を受けた工事成績評定書に当該評定結果を記入し、これを契約担当課長に送付しなければならない。

(委託検査の場合の措置)

- 第14条 検査担当課長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定により検査員以外の者(以下「委託検査員」という。)に委託して検査を行わせる場合において必要と認めるときは、検査員を立ち合わせることができる。
- 2 前項の委託検査が終了したときは、検査担当課長は、委託検査員から検査結果についての検査調書又は検査結果通知書その他検査内容を明らかにした書類を提出させなければならない。
- 3 第8条第3項及び第9条から第12条までの規定は、第1項の委託検査について準用する。

(検査台帳)

- 第15条 検査担当課長は、第7条の契約締結通知書を受けたときは、検査台帳(別記様式)を作成しなければならない。
- 2 検査担当課長は、検査完了までに前項の検査台帳に検査の経過を記入し、明確にしておかなければならない。

(工事担当課長の実施する検査)

第16条 工事担当課長が実施する検査については、検査担当課長が実施する検査の例により行わなければならない。

2 前項の場合において、工事担当課長は、当該工事の監督員以外の者を指定して検査を行わせるものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、別に定める。